



2015年12月9日

「要約筆記事業」で府・柏原市と連携協力

— 要約筆記者の養成を推進 —

大阪府・柏原市・大阪教育大学による「要約筆記事業の連携協力に関する協定書」を12月9日付で締結しました。登録要約筆記者の養成及び派遣事業を実施する大阪府、要約筆記者養成講座を開講している柏原市と連携協力し、要約筆記者の養成を推進します。また、本学において要約筆記者としての必要要件を満たし、なおかつ本学が推薦した学生に、府が実施する要約筆記者登録試験の受験が認められることになりました。

記

大阪教育大学では、聴覚障がい学生が受講する講義内容を支援学生がパソコンを使って文字化する「要約筆記」事業を実施しています。

今回の連携協力により、大阪教育大学の支援学生は日々の支援活動を積み重ねることで資格取得の道が開けます。

聴覚障がい者の皆さんの社会参加を実現するために、要約筆記者は必要不可欠な存在です。大阪府では、登録者の絶対数が足りず、登録者の中にも仕事を持つ方が多いため、平日の研修会等に派遣できる要約筆記者が不足している状況です。また、養成講座を開講している柏原市でも受講者不足が課題となっていました。

三者が連携協力することにより、学生の資格取得につながるだけでなく、これまで以上に充実した支援者養成カリキュラムを構築することができ、要約筆記技術の向上が期待されます。また、資格取得によって活動範囲が学内だけにとどまらず、地域にも広がることも期待されます。【別添資料参照】

【要約筆記とは】

要約筆記とは、聴覚障がいのある方（主に中途失聴者及び難聴者）のために、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。話の内容を要約しつつ筆記することから「要約筆記」と呼びます。要約筆記の手法には「手書き」と「パソコン」の2種類があります。

要約筆記事業の連携協力について

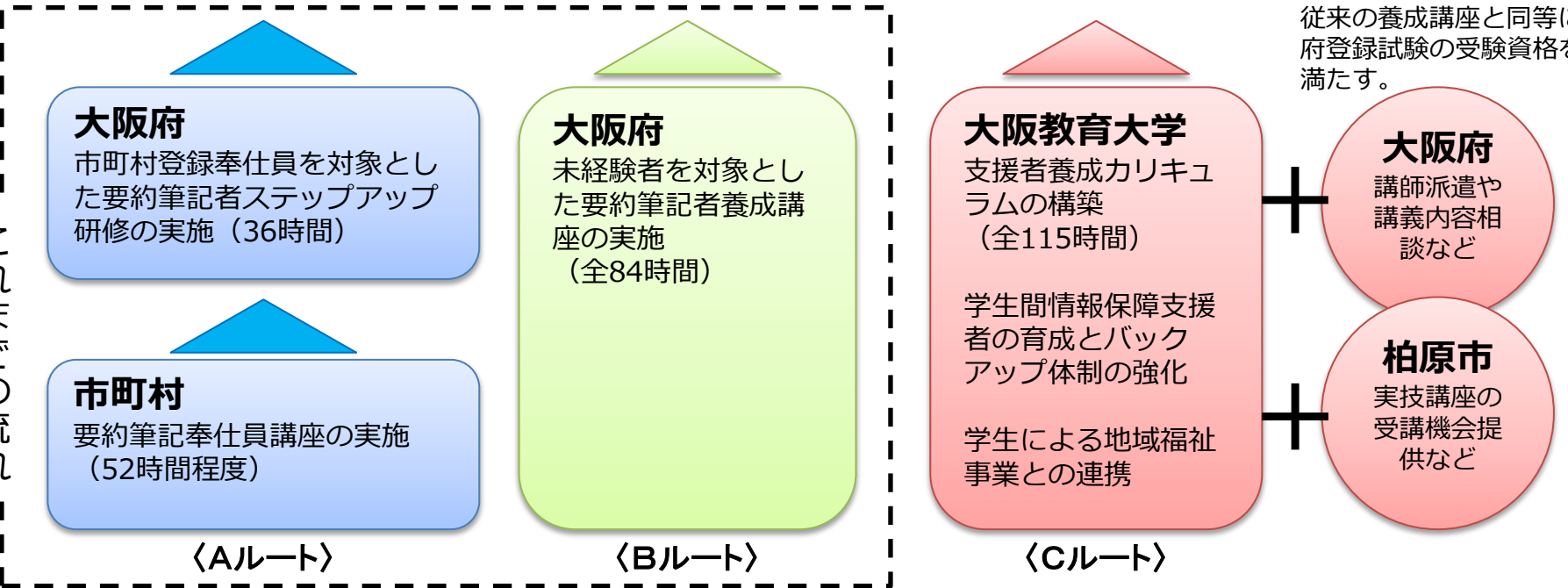
大阪府登録要約筆記者

全国統一試験

連携事業

大教大カリキュラムに加え、大阪府（府難協）と柏原市との連携により、従来の養成講座と同等に、府登録試験の受験資格を満たす。

これまでの流れ



| | | |
|----|-----|--------------------------------|
| 課題 | 大阪府 | 登録要約筆記者が不足 |
| | 柏原市 | 奉仕員養成講座の受講者が少ない |
| | 大教大 | 学生の要約筆記活動が学内で留まり、活動の幅が制限されている。 |

| | | |
|----|-----|--------------------------------------|
| 効果 | 大阪府 | 登録要約筆記者の増 |
| | 柏原市 | 奉仕員養成講座の受講者数の増 |
| | 大教大 | 学生の要約筆記活動が地域に広がる。全国試験により、資格として認識される。 |